

普通徴収から特別徴収への切替届出書の記載例

◎入社等により、普通徴収の残額を事業所での特別徴収に切替える場合は、下記のとおり記入してください。次ページの注意事項を必ずご確認ください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書 (兼特別徴収義務者切替依頼書)

※注4参照

(あて先) 長泉町長あて 令和○年○月○日 提出	給与 (特別徴収義務者) 支払者	所在地	〒○○○-○○○○ 長泉町中土狩○○番地	町 処 理 欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
		フリガナ	マルマルショウジ	特別徴収義務者 指 定 番 号	1234567 新規
		氏名又は 名称	○○商事 株式会社	法 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
			この届出 に係る 連絡先	係 氏名	給与係 長泉花子
				電 話	○○○-○○○-○○○○
※注1参照				納 入 書	要 ・ 不要

給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 <small>※未納の場合は納期到来分</small>	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	特 別 徴 収 開 始 予 定 月
フリガナ	シズオカ イチロウ	円	円	円	令和	10 月分から
氏 名	静岡 一郎	60,000	2 期まで 納付済	30,000	○ 年	(11 月 10 日納期分)
生年月日	昭和 平成 11 年 11 月 11 日		円		10 月	特別徴収を開始します。
1月1日の 住 所	長泉町下土狩○○番地				日	※注3参照
現 在 の 住 所						
異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()	受 給 者 番 号		※受給者番号の希望がある場合に記入 (希望する場合のみ記入)		
		普通徴収納税通知書番号		(不明の場合は省略可)		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 税額通知は毎月20日前後の情報を元に作成し、翌月初めに送付します。提出時期によっては、通知発送が翌々月となるため、ご了承ください。事前に月割額の連絡を希望する場合は、下記の事前連絡希望欄へ連絡日等を記入してください。 					

通知発送前の指定番号・月割額 のお知らせについて ※電話による口頭でのお知らせ		要 ・ 不要
		※必要な場合
連絡日	10 月 31 日まで	

<異動届記載にあたっての注意事項>

○注1 (ア)年税額、(イ)普通徴収済額、(ウ)未徴収税額の記載方法

例) 10月31日に退職となり、11月分以降を普通徴収(個人での納付)に切替える場合

年税額	第1期分(6月30日納期限)	第2期分(8月31日納期限)	第3期分(10月31日納期限)	第4期分(1月31日納期限)
60,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円

↓

(ア) (イ)普通徴収済額 30,000円 (ウ)未徴収税額 30,000円(特別徴収に切替える額)

※年税額及び期割額については、本人宛に送付された納税通知書に記載されています。

○注2 指定番号と納入書の要否について

既に長泉町で特別徴収事業所に指定されている事業所は、指定番号を必ずご記入ください。

長泉町での特別徴収が初めての場合は、「新規」に○をつけ、納入書希望欄のいずれかに○をつけてください。

○注3 特別徴収開始月について

長泉町では、毎月1回、届いた異動届をもとに変更の通知を発送します。

毎月20日頃に通知の作成を行うため、通知作成後～月末の届出は翌々月、月初～通知作成までの届出は翌月の通知発送となります。

徴収開始月は何月を指定していただいても問題はありませんが、月割額の通知発送は上記のとおりとなりますので、ご注意ください。

事務処理上、通知発送前に指定番号・月割額を確認したい場合は、電話での連絡が可能です。電話連絡欄の「要」に○をし、連絡希望日をご記載ください。

○注4 年度について

1月～5月に提出された異動届については、「両年度」に○がされている場合、新年度(6月～)も異動処理を行います。

「現年度」に○がついている場合は、新年度(6月分～)は給与支払報告書のとおり処理を行います。(別途新年度用の異動届の提出があった場合は除く)

「新年度」に○がついている場合は、現年度(～5月分)の異動処理は行いません。

6月～12月に届出があったものは原則現年度のもののみ異動処理を行います。遡及して異動処理をご希望する場合等は詳細を欄外等にご記入ください。

※両年度にかかる異動で、両年度で課税自治体が異なる場合、お手数ですが届出を両方の自治体にご提出ください。